

② 避難行動に関し、住民に知っておいてもらいたい基本的事項

災害のおそれのある段階で住民が自ら避難行動の判断を行うには、以下の内容を確認しておく必要があります。

1 避難行動の原則

(1) 住民の避難行動の原則

- ・自然災害に対しては、住民自らの判断で避難行動をとることが原則
- ・住民は適切な避難行動、避難のタイミングは各居住者で異なることを理解しておく。
避難指示等は一定の範囲に出され、一人ひとりに即した発令ではない。
突発的な災害や激甚な災害では、避難指示等の発令が間に合わないこともある。
- ・住民は災害種別ごと、自宅が立退き避難が必要な場所か、上階への移動で危険が及ぶ可能性がないのか等について予め確認、認識しておく。
- ・平時より、予定している避難経路が安全かどうか確認しておく。災害時に避難経路の状況が悪化する場合があることを想定し、安全な避難経路を検討しておく。
- ・前記の平時に確認・検討すべき内容について、避難行動をとるとともにすることが想定される家族や地域等と共有し、災害時は声を掛け合って避難する。
- ・夜間に災害の状況が悪化する見込みがある場合は、明るいうちから避難する。また、暴風が予想される場合は、昼夜を問わず暴風が吹き始める前に避難を完了させておく。
- ・避難情報の発令区域外であっても、想定を上回る事象が発生することも考慮し、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・一時的に避難先として車中泊する場合は、浸水等のリスクがある区域に留まらない。また、一酸化炭素中毒、エコノミークラス症候群等の予防を行う。
- ・避難行動の負担感、過去の被災経験等を基準とした危険性の認識、自分は災害に遭わないとの思い込み（正常性バイアス）等によって避難行動をとるタイミングを逸することないよう市からの避難情報や防災気象情報、水位情報等のリアルタイム情報等を自ら確認し、適時的確な避難行動をとる。
- ・災害の発生するおそれのある状況で市から避難情報が発令されるので、実際には災害が発生しない「空振り」となる場合があるが、何もなければ「幸運だった」という心構えでいる。
- ・他者からの避難の呼びかけが大きな動機付けになる場合があることから、自らの親戚・知人等が災害リスクのある区域の居住者等である場合には、電話等して避難を強く促す。
- ・津波については、強い揺れ又は1分を越える長い時間の揺れを感じた場合、津波警報の発表や避難指示（緊急）の発令を待たずに、各人が自発的に速やかに避難行動をとる。

(2) 社会福祉施設、学校、医療施設等の施設管理者等の避難行動の原則

- ・住民の避難行動の原則を踏まえた上で、利用者の避難が円滑に進むよう、災害種別毎の規定により、避難計画を作成する。（浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地し、かつ市の地域防災計画に定められている社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設の施設管理者等には、避難計画の作成に加え訓練の実施が義務付けられている。）
- ・要配慮者利用施設においては、所在箇所において想定される災害に対する避難訓練を県が作成した「（洪水、土砂災害）避難訓練の手引き」等を用いて定期的に実施する。

- ・リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講ずる。
 - 警戒レベル3等の早いタイミング避難支援を行うことが基本
 - 避難支援を円滑に行うため、警戒レベル2の段階から気象情報や防災情報等を確認
- ・施設利用者全員の避難完了に多くの時間を要する場合には、必要に応じて警戒レベル3より早いタイミングで避難を開始する。
- ・警戒レベル3では「空振り」になりやすく、発令頻度が高く施設利用者の避難行動自体が負担になる場合がある。このような場合、警戒レベル3で避難支援体制を整え、警戒レベル4で十分な支援体制の元、避難が円滑かつ確実に避難できるようにするなど、工夫することで避難頻度を抑える。
- ・このためにも、施設管理者等は、市や消防団、住民等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにしておく。
- ・移動が困難な要配慮者は移動に伴うリスクが高いことから、指定緊急避難場所への移動手段が確保できない場合や事態が急変した場合に備え、「緊急安全確保」の支援についてもあらかじめ確認・準備をしておく。
- ・学校における避難訓練にあたっては、防災関係機関（市、河川・砂防担当部局[国・県]、気象台等）は訓練の実施計画作成や学校における防災教育を支援する。
- ・学校は訓練と合わせて児童生徒に対する防災教育を実施し、地域の災害リスクや防災情報の理解、避難場所や避難のタイミング等について確認し、災害時にとるべき行動を理解させる。

2 避難行動の目的、分類

避難行動を円滑かつ迅速に行うため、知っておくべき内容です。

(1) 避難の目的

避難行動は、数分から数時間後に予想される自然災害から「命を守るための行動」である。避難行動をとるにあたり以下の事項をできる限り事前に明確に把握しておくとともに当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく。

- ①災害種別毎に、居住地等にどのような脅威があるのか
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、経路、避難手段、家族等との連絡手段）
- ③どのタイミングで避難行動をとればよいか

(2) 避難行動の分類

ア 立退き避難

ハザードマップ等に記載されている区域や、そのような区域ではないが、災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い、局所的な低地、山裾等）の居住者等が、自宅対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、避難行動の基本とされています。

「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。

○「立退き避難」の避難先例

指定緊急避難場所

安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先

○当該行動が関係する災害：洪水、土砂災害、高潮、津波

○当該行動をとるタイミング：警戒レベル3、警戒レベル4の発令時

ただし、津波が発生・切迫した状況で市が発令する避難情報は「避難指示」となる。

○当該行動は、※リードタイムを確保できる場合にとるべき避難行動

津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は不明だが、指定緊急避難場所等へ直ちに立退き避難することを基本としている。

※リードタイム：指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保できれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

イ 屋内安全確保

洪水及び高潮に関しては、住宅の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていることから、災害リスクのある区域に存する自宅・施設等であってもハザードマップ等で浸水想定を確認し、上階や高層階に留まる（退避）等により、計画的に身の安全を確保できる場合があります。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断で取り得る行動です。

ただし、当該施設等は浸水想定区域内にあるため、「屋内安全確保」を行うためには、以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要があります。

①自宅・施設等が※1家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと

②自宅・施設等に浸水しない居室があること

③自宅・施設が一定期間浸水することで生じる可能性のある※2支障を許容できること

※1家屋の倒壊・流出をもたらす堤防決壊による激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域のこと

※2支障の例：水、食料、薬等が確保できない。電気、ガス、水道、トイレが使えない。

○「屋内安全確保」の行動例

自宅・施設等の浸水しない上階への行動（垂直避難と呼称される）

自宅・施設等の浸水しない上階に留まる（退避）

○当該行動が関係する災害：※1洪水、高潮

○当該行動をとるタイミング：※2警戒レベル3、警戒レベル4の発令時

○当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとるべき避難行動

※1土砂災害、津波は自宅・施設等が外力により、倒壊するおそれがあるため立退き避難が推奨される。

※2上階への移動は短時間で行えるが、急激な水位上昇に備え、警戒レベル3、4の段で避難することが望ましい。また、発令されていなくても就寝は安全な上階すべきである。居室が浸水すると水圧で扉が開かないなど、上階への移動ができない場合がある。

ウ 緊急安全確保

避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ったときに、立退き避難から行動を変容し、命の危険から可能な限り身の安全を確保するため、その時点にいる場所より相対的に安全な場所へ直ちに移動することが「緊急安全確保」です。

ただし、避難し遅れた居住者等がとる事前の行動であるため、本行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限りません。例えば移動した上階まで浸水したり、避難した部屋に土砂が流れ込むことがあります。また、市が状況が切迫している状況を確認できずレベル5を発令できない場合もあります。さらに、切迫の状況は個々に異なるため、具体的な行動は居住者個々に委ねることになります。

このため、市は居住者等への避難情報の周知・啓発の際、当該行動をとるような状況は回避すべきであり、警戒レベル3、4の段階で避難すべきことを強調することになります。

○「緊急安全確保」の行動例

- ・洪水、高潮又は津波のリスクがある区域等において自宅・施設等の少しでも浸水しにくい場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物に緊急的に移動する。
- ・土砂災害のリスクがある区域において、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で退避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

○当該行動が関係する災害：洪水、土砂災害、高潮、津波

○当該行動をとる取るタイミング：警戒レベル5 緊急安全確保

○当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動

エ 関連情報

- ・「屋内安全確保」と「緊急安全確保」について

令和3年災対法改正以前は60条3項の「屋内安全確保措置」など、屋内で身の安全を確保できるとは限らない場合も含め、屋内での退避や上階への移動等を全て「屋内安全確保」と表現されていた。令和3年災対法改正後は、屋内で身の安全を確保できるとは限らない場合を「緊急安全確保」とし、計画的に屋内で退避する「屋内安全確保」とは区別されている。なお、緊急安全確保措置では屋内安全確保措置に加え、「近隣の堅固な建物への退避」等、屋外への移動を含めた措置も指示することができる。

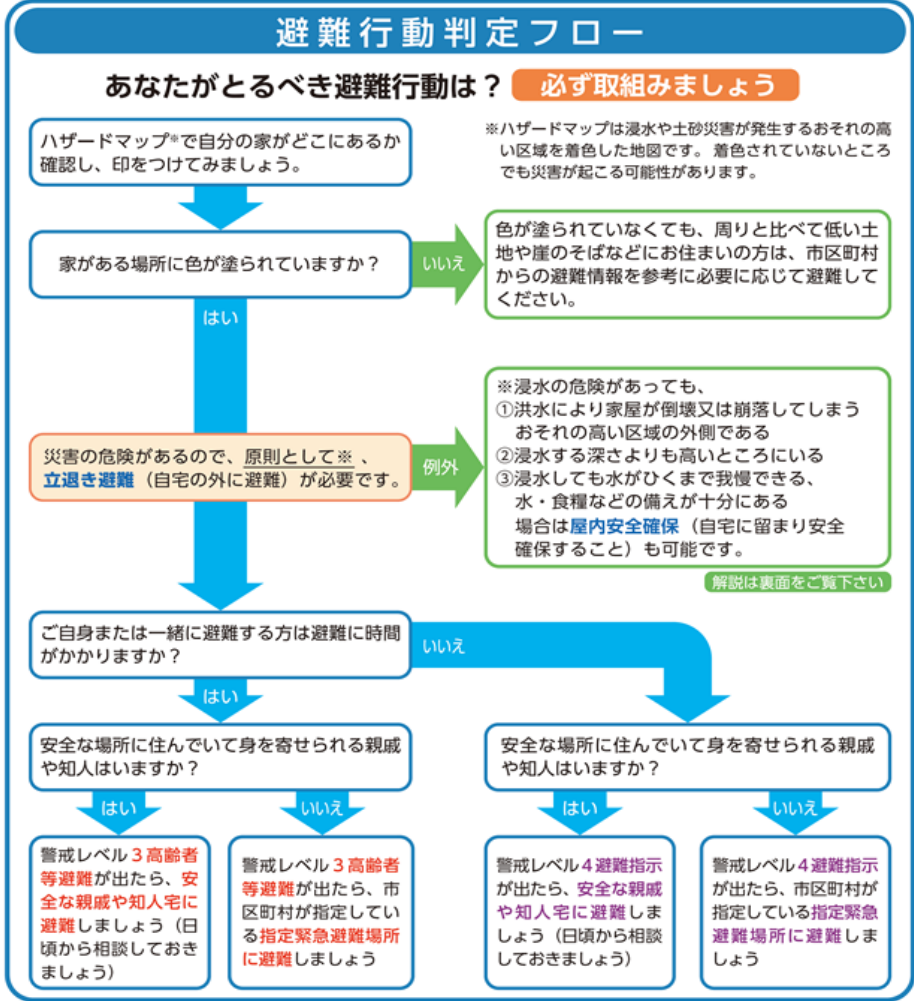
- ・「避難行動判定フロー」について（次頁）

ハザードマップと合わせて確認することにより、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフロー

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。



3 立退き避難を必要とする区域

令和3年災対法改正により、洪水、高潮災害については、浸水区域内に住居・施設等が所在していても、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないこと（屋内安全確保）が可能となりました。

(1) 水害（河川氾濫）

ア 大きな河川（洪水予報河川、水位周知河川）

- ・堤防が決壊又は越流したとき氾濫水により倒壊のおそれがある家屋（家屋倒壊危険ゾーン内にある家屋）

- ・はん濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
 - ・はん濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建ての家屋
 - ・はん濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続く区域
- ※当面、阿南市においては洪水ハザードマップで浸水が予想されている全ての区域の方に立退き避難を促す。

- イ 川岸浸食又ははん濫した川の流に家屋の流出をもたらす可能性のある河川
- ・河川沿いの家屋
- ウ 河川の氾濫域内の地下空間
- ・地下の下水道工事現場、道路のアンダーパス（立入りに注意）

(2) 土砂災害

土砂災害のおそれがあるすべての区域

- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害危険箇所
- ・過去、降雨時において前兆現象や土砂災害の発生した場所

(3) 高潮災害

高潮ハザードマップ（高潮想定浸水区域）のうち高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域

- ・海岸堤防に隣接する地域（氾濫水が家屋を直撃することが想定される区域）
- ・はん濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋
- ・はん濫した場合、浸水深が概ね3mを超える区域の2階建ての家屋
- ・はん濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続く区域
- ・はん濫域にある地下の下水道工事現場、道路のアンダーパス（立入りに注意）

※当面、阿南市においては洪水ハザードマップで浸水が予想されている全ての区域の方に立退き避難を促す。

(4) 津波災害

津波ハザードマップ（津波災害警戒区域）のうち津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域（ただし、津波の以下の特性から発令対象とする全ての区域で、できるだけ早く、できるだけ高い所に避難する立退き避難を原則とする。）

津波の特性

- ・浸水深が1.5mを超えると木造家屋の倒壊・流出をもたらす。
- ・想定を上回る高さとなる可能性がある。
- ・到達時間が短い
- ・海岸付近の津波の高さより、標高の高い所まで駆け上がる。
- ・地震動による海岸堤防の破壊や地盤沈下により浸水範囲が広がる。

立ち退き避難が必要な区域

- ・大津波警報：県が設定する津波災害警戒区域（最大クラスの津波）
- ・津波警報：海岸堤防がない又は低い地域（津波高は高い所で3m）
- ・津波注意報：海中を含む海岸堤防より海側（津波高は高いところで1m）

4 警戒レベル4相当情報の発表から災害発生までの目安時間

(1) 洪水（洪水予報河川、水位周知河川）

氾濫危険水位に到達してから概ね1時間後であるが、水位上昇が想定より早い場合は、より短時間で災害発生水位に到達します。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報が発表されてから2時間後に「土壌雨量指数が命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況」に到達します。雨量が予測より急激に増加した場合は、より早い段階で基準に到達します。

(3) 高潮

高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがある場合に、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が高潮警報基準を超える3～6時間前に発表されます。また、高潮特別警報（レベル4相当）は、数十年に1度の強度の台風により高潮となると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表されます。従って高潮警報又は高潮特別警報発表から数時間で避難が困難となります。